

登録の申請について

平成22年3月
特許庁

1. 登録の要件

特定登録調査機関の登録を受けるには、その申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けていることが必要です。

2. 申請に必要な書類

必要な書類は、以下の2点です。

(1) 登録申請書

所定の様式に従い記入し、押印して下さい。また、左肩の余白に収入印紙(90,000円)を貼付して下さい。ただし、登録を更新する際には、収入印紙(90,000円)の貼付は必要ありません。【様式1-1】、【様式1-2】

(備考)登録を受ける者は、登録免許税法の定めるところにより、登録免許税を納付する義務があります。

- ①氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名。
- ②先行技術調査業務を行おうとする事務所(事業所)の名称及び所在地(複数ある場合は、それぞれ記入して下さい。)
- ③「行おうとする先行技術調査業務の区分」は、登録調査機関の登録を受けている区分から選択。行おうとする区分が複数ある場合は全て記入。
- ④「先行技術調査業務を開始しようとする年月日」の欄については、登録後、先行技術調査業務の受注が可能となる予定の日付を記入して下さい(新規登録の場合のみ)。登録後、すみやかに業務の開始が可能にならない場合には、事情を確認することがあります。

(2) 登記事項証明書

3. 提出先

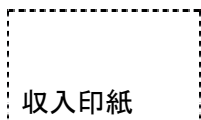
申請にあたっては、上記書類を各1部用意し、送付するか又はあらかじめ電話にて来庁日時を連絡の上、持参して下さい。

申請先：東京都千代田区霞が関3-4-3
特許庁 特許審査第一部調整課 審査推進室 審査推進企画班
連絡先：03-3581-1101(内2453)
受付日時：平日の10:00~17:00

4. 登録の通知

申請者が登録調査機関であること、及び、申請書等の記載事項に不備が無いことを確認後、登録証を発行します。登録の有効期間は登録日から3年間です。

【様式1-1】



(90,000円)

登録の種類		新規	※ 登録年月日	年	月	日
特許庁長官 殿						
「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第39条の4の規定に従い登録を申請します。						
年 月 日 申請者 代表者						
印 印						
(フリガナ) 氏名又は名称						
住 所		郵便番号(—)				
連絡先		TEL:				
法人である場合の (フリガナ) 代表者の氏名						
先行技術調査業務を行 おうとする事務所(事業 所)の名称及び所在地、 連絡先		名称: 郵便番号(—) TEL:				
行おうとする先行技術調 査業務の区分の名称						
先行技術調査業務を開始しようとする年月日				年	月	日

備考

1. ※印のある欄には記入しないこと。

【様式1-2】

特定登録調査機関登録申請書		
登録の種類	更新	登録年月日 年 月 日
特許庁長官 殿		
<p>「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第39条の11において読み替えて準用する同法第19条の2第2項において準用する同法第39条の4の規定に従い登録の更新を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 申請者 印 代表者 印</p>		
(フリガナ) 氏名又は名称		
住 所 連絡先	郵便番号(—) TEL:	
法人である場合の (フリガナ) 代表者の氏名		
先行技術調査業務を行 おうとする事務所(事業 所)の名称及び所在地、 連絡先	名称: 郵便番号(—) TEL:	
行おうとする先行技術調 査業務の区分の名称		